

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成31年3月29日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「南部総合県民局阿南本館で4F、2Fの職員の残業時間及び、手当での分かる書類。各上位3名の者。（平成30年度分）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年4月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「南部総合県民局農林水産部〈阿南〉職員に係る超過勤務手当上位3名の給与支給明細書（平成30年4月1日から平成31年3月29日まで）」（以下「公文書①」という。）及び「南部総合県民局農林水産部〈阿南〉職員に係る超過勤務時間上位3名の超過勤務月別実績一覧（平成30年4月1日から平成31年3月29日まで）」（以下「公文書②」という。）と特定し、公文書①については所属コード欄のサブコード、所属名欄の担当名、超過勤務手当上位3名の超過勤務・休日給以外の全ての項目及び印影が条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当するため公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、公文書②についても当該職員の担当名・氏名が同条同号に規定する非公開情報に該当するため公文書部分公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年4月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年1月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

請求文書のすべての開示を求める。

2 審査請求の理由

あるべき書類（担当者名）の黒塗してないものを出せ。地創では公開している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分内容及び理由

公文書①は南部総合県民局農林水産部阿南庁舎の各職員に対し平成30年度中に支払われた超過勤務手当の支給額が記録されている文書であり、公文書②は南部総合県民局農林水産部阿南庁舎の各職員に係る平成30年度各月における超過勤務時間数が記録されている文書である。

公文書①については個人の氏名等の情報を公開した場合、各職員の超過勤務手当の支給額を公開することとなるため、これらの情報を除き部分公開を行い、また、公文書②についても各職員の超過勤務時間数が明らかになることにより、その情報に基づき各職員の超過勤務手当の支給額の特定につながるおそれがあることから氏名を除き、部分公開を行った。

職員の個人別の超過勤務手当の支給額は各職員個人に支払われた具体的な金額を表示するものであり、個人の収入等財産の状況が明らかとなる職員個人の私的な情報であって、個人に関する情報である。

審査請求人の主張のとおり、氏名を含め全ての情報を公開した場合、各職員の超過勤務手当の支給額が明らかとなるが、このような情報は条例第8条第1号に定める個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同条ただし書に掲げる情報には該当しないことから非公開情報となる。

以上により、本件処分は、公文書①のうち氏名等の個人の特定に繋がる情報を除き部分公開を行ったものであり、違法又は不当な点はない。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

全部公開が正解であると要求する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年1月23日	諮問
令和6年10月28日	審議

第3部会（第13回）	
同 年 1 1 月 2 9 日 第3部会（第14回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を公文書①及び公文書②と特定し、どちらも条例第8条第1号に該当する部分を除いて公文書部分公開決定を行った。

これに対して、審査請求人は、実施機関が公文書①で非公開とした部分である給与支給明細書の氏名の公開を求めており、本件請求に係る公文書の特定については争いがないことが認められる。当審査会としても、実施機関の行った公文書の特定は妥当と判断し、以下、実施機関が条例第8条第1号に該当するとして非公開情報とした本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定しており、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

また、条例第8条第1号ただし書の規定により本号の個人情報から除かれているものとしては、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」（本号ハ）が規定されている。

本号ハについては、どのような地位にある、誰が、どのように職務を遂行しているかについては、たとえ特定の公務員等が識別される結果となるにしても、個人に関する情報としては非公開とはしないとする趣旨である。「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」については、公務員等がその担当する職務を遂行する場合における当該情報をいうものであり、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、会議の出席等職務に関する事実行為も含まれる。しかし、公務員等の情報であっても、公務員等の住所、電話番号、健康状態などの個人の属性に関する情報や勤務成績、処分歴などの身分取扱いに係る情報は、本号ハの対象となる情報には当たらないこととされている。

3 本件処分の非公開情報該当性について

公文書①は、所属名、職員番号、職員の氏名、職階、超過勤務手当を含む各種手当、給料表・級・号俸、給料、印影等の情報が記載されており、これらは個人に関する情報であって、これにより特定の個人を識別することができるものであるから、条例第8条第1号本文に該当することは明らかである。

公文書①に記載された情報のうち、所属名、職員番号、職員の氏名及び職階は、職員の職務遂行に係る情報であるから、条例第8条第1号ハに該当することが原則である。これに対し、職員の超過勤務手当の支給額は、職員の収入や財産等の私的な情報であるから、条例第8条第1号ハの職員の職務遂行に係る情報には該当しないと解される。

しかし、本件では、審査請求外の処分において公文書②記載の職員の所属、超過勤務の日付、開始時間、終了時間及び業務内容等が公開されており、これらの情報と公文書①記載の所属名、職員番号、職員の氏名及び職階を照合することで、職員の超過勤務手当の支給額を推定できることとなる。このような場合は、「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある」といえるから、公文書①記載の所属名、職員番号、職員の氏名及び職階は、同号ハには該当しないものと解すべきである。

また、上記のほか、公文書①記載の各種手当、給料表・級・号俸、給料、印影等の情報は、いずれも条例第8条第1号ハには該当しない。

以上のことから、公文書①について、条例第8条第1号に該当する情報を非公開としたとの実施機関の説明に不合理な点はない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理恵子	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	
橋 本 正 成	弁護士	